文京区補助金等チェックシート

所属 福祉部 障害福祉課

1	補則	力金	の名	称等												2	26年度調査
補	助	金	の	名	称					7	文京区障害	者職	業準備訓練	東助成金	金		
根	. 拠 規 定 等			等	文京区障害者職業準備訓練助成要綱												
創		設	ź	Ŧ.	月	平成	19	年	3	月	経過年数 〔自動計算〕		7年	終了	プラ定年	月	
直	近(D 見	直	し年	月	平成	21	年	3	月	経過年数 〔自動計算〕		5年				
見	直	L	Ø	内	容	助成の対た者、その	象者と の他区 .	して、 長が必	「区内に」な要と認め	所在	する就労移 者」が加わっ	行・ た。	継続支援施	設、小	規模作業	所等の施設	長が推薦し
						款			項		目		大事業		+	事業	実施計画事業番号
予		算	Ŧ	4	目	5 民生費		3 心身 祉費	障害者福		心身障害者福 事業費	22 業	障害者就労力	支援事	1 障害者前	就労支援事業	101
補	助	金	の	種	別	✓ 奨励	的補助		施設運	営補	輔助 🗌 扶	助的	的補助 [] 投資	· 的補助	□ 利子補	給
2	補具	力金	の概	要													
補		助	E	1	的	企業等に の一般就	こおいて ご労の機	職場係会拡大	本験などの大を図る	の職	業準備訓練 を目的とする	見を行)。	行った者に対	けして、	助成金を	支給すること	で、障害者
補	助哥	事 業	等	の内	容	設等を含む 行う他、庁	り。) 小規 内での (同一利	見模作 軽易な	業所等のが 作業につい	施設いて	長が推薦した インターンシッ	者、 /プた	その他区長かなどの職業準備	ぶ要と 備訓練	:認めた者); を行った場合	行・継続支援 が企業で職場 合、利用者一。 訓練手当等を	体験実習を 人につき1日
補	助対	象	経 費	の内	容								_				
						▽ 区民	<u> </u>	地域	活動団体		□ NPO	(特)	定非営利活	動団体	(z) 事業	美者 🗆	その他
4-1-	ᇠ	+	ૠ	_1 _	/-/-						 は具体的に						
補	助	事	業	者	等	に付足の	当ナノハ	一作用功」	C (1 %)	物口	114会体的に	・ロン	()				
						□ 定率	[補	助率)	□ 定額	(補助	額)
						✓ 補助	単価	[補月	助単価		1,000)円	単位	日) [規定なし	□ その他
						— 〔その他(の場合に	は具体	的に記え	<u></u> ገ					<u> </u>		
補	助	金	の	算	出					•							
						〔定額又	は補助.	単価σ)場合は:	金額	設定の考え	.方?	を具体的に記	[人]			
						1日分の	交通費	及び星	圣食代相	当。							
公	募	. (の	状	況	非公募											
実 使				こおけ 忍 方		□ 領収	な書(写	し)[契約書 	ŧ	□ 決算書		□ 成果物	_/	その他(助成金支約 実習証	
						☑ 区単	独		負担害	訓合	区		国		都	補助対象	 象者
補	助 •	単	独	の状	沪	□ 補助	(区上剰	乗せ無	し)							<u> </u>	
1110	-93	+	,44	IV	,,,,	□焼助	/ ▼ + #	뜌	上乗t								

3 補助金の交付の適否に関する基準 [A:適合している、B:適合していない、C非該当]

項目	内 容	判定	判定の理由
	補助事業等が、社会情勢や区民ニーズに適合しているか	А	障害者の法定雇用率の引き上げなど障害者就労を促進 する政策が打ち出されている昨今、障害者の一般就労へ 向けた助走としての本助成制度はニーズに即している。
必要性	基本構想、実施計画、個別計画等の区の政策に適合しているか	А	障害者就労支援については基本構想、障害者計画 でも掲げている目標であり、政策に適合している。
(公益性)	区と区民等の役割分担の中で、区が補助すべき事業であるか	А	障害者の職場体験実習や理解促進に関する補助については、行政が主体となって取り組む必要があるため。
	実施しなかった場合に大きなマイナスの影響が生じるか	А	本事業を実施しなかった場合、一般就労への第一歩としての職業準備訓練を受けたいという意欲が働かず、結果として一般就労自体の件数も減少すると予測される。
公平性	補助要件に該当する補助事業者等であれば、誰でも補助金 の申請をする機会が確保されているか	А	就労支援センターの登録者等が実習を実施した場合や施設利用者が区へインターンシップを実施した場合、助成の対象となる。
公十任	交付先は適正な手続きによって決定されているか	А	要綱に定める職業準備訓練助成金支給申請書と 実習証明書をもとに助成金を支給している。
	補助金の交付以外の代替策はないか	А	障害者の雇用促進の問題については、行政が主体 となって取り組む必要があるため代替案はない。
効率性	補助金の交付による効果が認められるか	А	実習後の本人アンケートより、一般就労への意欲や自信が付いたという意見が多く、意義が認められる。
(有効性)	補助金額に見合う具体的効果が認められるか	А	ー般就労に繋がった事例は少ないが、実習を重ねて自信 をつけたことで一般就労への意欲が向上した者は多い。
	事業実施の効果が広く区民に還元されているか	В	障害者個人が実習した場合の助成金で対象者及 び効果が限定されている。
適正性 (適格性)	法令等に抵触していないか		
(妥当性) ※個人等 の補助金	団体等の活動内容が補助目的と合致しているか		
については 不要	団体等の会計処理や補助金の使途が適正か		

4 交付宝績 (件 千円)

_4 XN夫楨 (H								
	項目	24年度(決算)	25年度(決算)	26年度(決算)	27年度(予算)			
交付(見込み)件数		283	403	357	408			
	決算(予算)額	283	403	357	408			
	国庫支出金	0	0	0	0			
	都支出金	0	0	0	0			
	その他	0	0	0	0			
	一般財源	283	403	357	408			
	•	区内作業所の利用者を中心に、企業での職場体験実習及び庁内インターンシップを実施。26年度は企						

(交付団体名、成果等)

26年度補助事業等の状況 実習が36社、インターンシップが11課、延べ件数にして357件の実績。作業所とは異なる環境での職場 体験は、障害者が一般就労に向かう上での大きな第一歩となった。また、庁舎内職員の障害者に対する 理解促進にも繋がった。

5 課題及び今後の方向性

26年度は、前年度と比較すると、庁内インターンシップの利用が減少した。今後は企業での職場体験実習をさらに 促進するよう努めるとともに、庁内インターンシップが可能な業務について切り出し例を各課に周知し、活性化させ ることで、職員の障害者理解を促進する必要がある。

また、インターンシップ事業での関わりを契機に、優先調達へ繋げられるよう努めたい。